

著作物の頒布及び上映における 著作権制度の課題(その2)(完)

——コンテンツの利用促進のための著作権制限と今後の課題——

鳥 澤 孝 之*

抄 録 デジタル化・ネットワーク化による技術の進展は、著作物の流通を著しく促進していることから、著作権制度に大きな影響を与えている。特にコンテンツの利用においては、ビデオカセット、DVDなどのパッケージソフトウェア、電子書籍等について著作権保護を図ると同時に、公益性の観点から著作権者の排他的権利を制限することが必要になる。「その2」では、わが国の著作権制限規定の適用の状況について考察し、著作権制度の今後の課題について提言する。

目 次

1. はじめに
2. わが国の著作物の頒布及び上映に係る著作権
 2. 1 映画の著作物の特徴と変容
 2. 2 支分権の変遷
 2. 3 複製物の頒布に関する裁判例
3. 条約及び外国法の著作物の頒布及び上映に係る著作権
 3. 1 条 約
 3. 2 米 国
 3. 3 ドイツ・EU(以上、前号)
4. 著作物の頒布及び上映に係る著作権の制限
 4. 1 複製権及び出版権の制限
 4. 2 頒布権及び貸与権の制限
 4. 3 譲渡権の制限
 4. 4 上映権の制限
 4. 5 契約のオーバーライド問題
5. 今後の課題
(以上、本号)

4. 著作物の頒布及び上映に係る著作権の制限

4. 1 複製権及び出版権の制限

(1) 制限規定

コンテンツを含む著作物の複製利用は広範囲に渡ることから、著作物を円滑に複製するための複製権制限規定が数多くある。

具体的には、私的使用のための複製(以下「私的複製」という。)(30条)、図書館利用者の求めに応じた図書館資料の複写(31条1項1号)、引用(32条)、教科用図書等への掲載(33条)、教科用拡大図書等の作成のための複製等、学校教育放送番組用教材への掲載(34条1項)、学校その他の教育機関における複製(35条1項)、入学試験等の試験問題としての複製(36条1項)、視覚障害者等のための複製(37条)、聴覚障害者等のための複製(37条の2)、時事問題に関する論説の転載(39条1項)、政治上の演

* 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 博士課程
Takayuki TORISAWA

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

説等の利用（40条1項、2項）、時事の事件の報道のための利用（41条）、裁判手続等における複製（42条）、行政機関等の情報公開制度による開示のための利用（42条の2）、放送事業者等による一時的固定（44条）、公開の美術の著作物等の利用（46条）、美術の著作物等の展示に伴う複製（47条）、美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製（47条の2）等について、各規定の要件を満たす利用は、複製権が制限される。これらの制限規定によって作成した複製物を、当初の目的以外のために頒布、公衆への提示等の利用をした場合には、複製当初から複製権が及ぶものとみなされる（49条）。

なお、著作権に設定される出版権についても同様に制限される必要があることから、録音・録画に固有な部分以外の複製権に関する制限規定を出版権の制限規定として準用するとともに、出版権制限規定に基づき作成された複製物の目的外使用については、複製権が及ぶものとみなされると規定されている（86条）⁹²⁾。

制限規定の中で、最も適用する場面が多いのが、30条の私的複製である。その条件としては、①家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること、②使用する本人が複製することと、規定されている（同条1項柱書）。家庭でのテレビ番組の録画、パソコンやデジタル機器を利用した楽曲、動画等のダウンロードはその典型である。その立法趣旨は、私的複製が著作物の通常の利用とは衝突せず、著作権者の経済的な利益を害するおそれがないと思われる態様である「プライベート・ユース」であり、立法担当官からは「こういった限局された利用については、著作権者に権利行使を遠慮してもらおう」と説明されている⁹³⁾。

(2) 私的複製の著作権法上の例外（30条）

しかしデジタル化・ネットワーク化などによる技術の進展に伴い私的複製を許容することに

よって著作権者の権利を害するおそれが生じたことから、現行の著作権法の制定後の法改正で、私的複製の例外規定が設けられてきた⁹⁴⁾。

1) 自動複製機器を用いた複製（1項1号）

第1に、誰でも使える状態で設置しているダビング機、文献複写機などの自動複製機器を用いて複製する場合には私的複製が適用されないとするもの（30条1項1号）で、昭和59年の著作権法改正により設けられたものである。その立法趣旨としては、30条1項が家庭内のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する趣旨のもので外部の者を介在させる複製を認めていないところ、自動複製機器による私的複製は容認し難い事態であることから、私的複製の名の下での行き過ぎた複製に歯止めをかけようとしたものであると説明されている。なお、文献複写については、権利の集中処理の体制が必ずしも整っていないことから、附則第5条の2で、集中処理体制が整備されるまでの当分の間の暫定措置として、自動複製機器のうち文献複写機による私的複製については私的複製が認められることになった⁹⁵⁾。

2) 技術的保護手段の回避による複製（1項2号）

第2に、技術的保護手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により著作権等を侵害する行為の防止または抑止をする手段であって、著作物等の利用に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物等に係る音もしくは影像とともに記録媒体に記録し、または送信する方式によるもの。2条1項20号。）の回避により可能となった複製を、そのことを知りながら行う場合である（30条1項2号）。これは平成11年の著作権法改正により設けられたものである。技術的保護手段は著作物の無断利用を防ぐために行われる。しかしキャンセラーなどの技術的保護手段の回避装置を用いて複製がされれば、著作物の市場への提供の前提を覆すもので

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あり、私的複製であっても著作権者の利益を不当に害しない零細な複製を許容する30条1項の趣旨を超えるものであると、立法担当官から説明されている⁹⁶⁾。

3) 違法にインターネット上にアップロードされた著作物の複製(1項3号)

第3に、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、その事実を知りながら行う場合であり(30条1項3号)、平成21年の「著作権法の一部を改正する法律」(平成21年法律第53号)により設けられたものである。これは違法配信サイト、ファイル共有ソフト等により違法に配信される音楽や映像コンテンツが大量に流通し、その結果、違法配信コンテンツのダウンロードが蔓延し、著作権者の利益を不当に害する事態となり、アップロード者に対する権利行使には限界があることから、一定範囲のダウンロード行為を私的複製から除外し、複製権侵害に該当することとしたものである⁹⁷⁾。

4) 私的録音録画補償金制度(2項)

第4に、政令で定めるデジタル方式の録音録画機器及び媒体を用いて私的に録音または録画をする場合には、著作権者から許諾を得る必要はないものの、相当な額の補償金を支払う必要がある。この制度は平成4年の「著作権法の一部を改正する法律」(平成4年法律第106号)により導入されたものである。その背景としては、デジタル方式は従来のアナログ方式に比べて高品質の録音及び録画が可能であり、再生及び保存の点でも優れていることから権利者の被る不利益が大きく、またデジタル方式の私的複製のうち、広範かつ大量に行われるものは録音及び録画であると考えられたことから、録音及び録画に限られている⁹⁸⁾。

(3) 私的複製の映画盗撮防止法による例外

さらに映画の著作物のうち映画館等で劇場公

開される映画については私的複製の例外が、映画の盗撮の防止に関する法律(平成19年法律第65号)(以下「映画盗撮防止法」という。)で設けられた。日本国内において最初の有料上映日から8ヵ月以内で、映画館内等で上映中の映画の映像の録画、音声の録音等については、私的複製規定が適用されず、個人利用目的も含めて無断で撮影した場合には著作権侵害になると規定された(映画盗撮防止法4条)。この法律の制定の背景としては、映画は劇場公開のみならず、ビデオソフト販売、テレビ放映などのマルチユースを前提としてビジネスモデルが構築されているところ、「海賊版が流通することにより、製作(投資)、回収、再製作(投資)といった健全なサイクルが阻害され、新しい映画製作の障害となるとして、内外の映画業界から映画の盗撮防止に向けた法制化の要望も強くなっていた」ことが挙げられている⁹⁹⁾。また同様の法令が米国法で制定されていた¹⁰⁰⁾。

立法趣旨において、ビデオソフト販売などのマルチユースのビジネスモデルを前提に映画産業の保護を図ろうとしていることから、26条で規定する頒布権が現行法制定時に想定した劇場用映画の配給制度よりも、保護対象となる流通システムが拡大していると思われる。

4. 2 頒布権及び貸与権の制限

映画の著作物に係る頒布権の権利制限は38条5項で規定されている。この規定は映画の著作物の貸出しに関するもので、次の条件を満たす場合に制限されている。

- ① 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする、視聴覚教育施設その他の施設及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令で定めるもので、営利を目的とするものを除く。)が行うこと
- ② 営利を目的とする施設でないこと

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ③ 既に公表されている映画の著作物であること
- ④ 貸与を受ける者から料金を受けないこと
- ⑤ 著作権者に補償金を支払うこと

①のうち、視聴覚教育施設その他の施設としては、以下のものが政令で定められている（著作権法施行令（昭和45年政令第335号）2条の3）。

- a. 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- b. 図書館法（昭和25年法律第108号）2条1項の図書館¹⁰¹⁾
- c. a, bのほか、国、地方公共団体、一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムを収集、整理、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの¹⁰²⁾

他方で映画の著作物以外の著作物（主に図書、雑誌、音楽CDなど）の貸出しについては38条4項で規定され、次の条件を満たす場合に貸与権が制限されると規定している。

- ① すでに公表されている著作物であること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 貸与を受ける者から料金を受けないこと

これらの著作権制限規定は、昭和59年の著作権法改正で貸与権を導入したことに伴い設けられたものである。

図書、雑誌等の貸与権の制限については、図書館等の社会教育施設をはじめとする公共施設においては、公共的なサービスとして図書、視聴覚資料の貸出しを行っているところ、貸与権を新設するに当たっても公益上の理由により、非営利かつ無料の貸与については、従来どおり権利者の許諾を得なくても貸与を行えるようにしたものである。一方で頒布権については、従来は視聴覚ライブラリー等の施設で許諾を得て16ミリフィルムの貸出しを行っていたところ、ビデオカセットのように上記施設での貸出しを

予想しないで市販されている映画の著作物の複製物についても貸出しを行う必要が生じたことから、権利制限規定が設けられた。しかし、貸与権とは異なり従来許諾を得なければならないとされていたものを公益上の理由により権利を制限するものであることから、貸与できる施設を政令で限定し、かつ相当な額の補償金の支払いを義務づけることとしたものである¹⁰³⁾。このような立法趣旨は、2. 3 (2) 及び (3) で挙げた頒布権の消尽を肯定する裁判例とは異なり、パッケージソフトウェアの複製物についても劇場用映画フィルムと同様に頒布権が消尽しないことを前提にするものであると考えられる。

なお平成21年の著作権法改正（平成21年法律第53号）では、貸出し目的の聴覚著作物（聴覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供又は提示されているもの）の複製を認めた37条の2第2号の新設に伴い、同号の規定により複製を行うことができる「聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」のうち営利を目的としない事業者を、38条5項の規定により映画の著作物の複製物を貸与できる者として新たに対象にすることとした¹⁰⁴⁾。

このような貸与権及び頒布権の制限規定については「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告」で見直しの必要性が言及されている。すなわち、図書館等において多様なメディアの資料の貸与を積極的に進めようとする傾向がある一方で、そのような利用により作者の経済的利益に大きな影響を及ぼすおそれがあるとの意見があることから、将来的には規定の大幅な見直しが必要であるが、幅広い観点から総合的に検討する必要があるというものである¹⁰⁵⁾。このような制限規定の見直しは支分権とともに行う必要があるところ、2. 3 (4) で述べたように、パッケージソフトウェアの大量流通により映画の著作物の概念や配給制度が変化していることから、頒布権、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

譲渡権及び貸与権の立法的整理とともに行われる必要があると思われる。

4. 3 譲渡権の制限

4. 1で述べたように、複製権の制限により複製物を作成できる場合がある。しかし著作物の複製物の公衆への譲渡については平成11年の法改正により譲渡権が原則として及ぶことから、権利制限規定の趣旨の実現に支障を及ぼさないように、同改正により譲渡権の制限規定が設けられた(47条の9)。この規定では、映画の著作物を除いて、著作物の譲渡権が制限され、公衆に譲渡することができることと規定されている。26条の2第2項とは異なり権利消尽しない取扱いとなるが、一次譲渡(複製物の作成主体による譲渡)のみならず、二次以降の譲渡(作成主体から複製物を受領した主体による譲渡)についても譲渡権を制限するものであるため、実質的に権利消尽と同じ効果があると考えられる¹⁰⁶⁾。

なお映画の著作物は頒布権の対象となることから、譲渡権制限の対象から除き、平成11年の法改正による譲渡権の創設によっても、取扱いの変更はないと立法担当官から説明されている¹⁰⁷⁾。

一方で複製権制限規定のうち目的の限定がある規定の適用を受けて作成された複製物について、目的外の頒布を行った場合には複製権侵害になりうると規定されているが(49条1項1号、3号)、47条の9ただし書では公衆への譲渡が目的外のものであれば譲渡権を制限しないと規定しているため、併せて譲渡権侵害となる可能性がある。

4. 4 上映権の制限

上映権は以下の要件を満たす場合には制限され、著作権者の許諾を得ることなく上映による利用が可能となる(38条1項)。

- ① 既に公表されている著作物であること
- ② 営利を目的としていないこと

- ③ 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- ④ 出演者等に報酬を支払わないこと
- ⑤ 慣行があるときは「出所の明示」が必要(48条1項3号)

2. 2(3)で述べたように、現行法制定当時、上映権は映画の著作物のみが対象であったため権利制限規定も映画の著作物についてのみ適用されたが、平成11年の法改正によりすべての著作物が上映権の対象となったことに伴い、権利制限規定の適用範囲は結果的に拡大した。

この権利制限規定は、平成15年1月の文化審議会著作権分科会で「図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること」について検討され、その審議経過が報告された。

具体的には「ビデオ・DVD等の普及・発達により、誰もが簡単に非営利・無料・無報酬の上映を行うことができるようになったことから、図書館などの公共施設等で行われる非営利・無料・無報酬の上映が商業的な映画上映等と競合し、権利者の利益を不当に害する状況が出現しているとの指摘がある」ことなどから、「図書館などの公共施設等における非営利・無料・無報酬の上映については、法改正後においても商業的な映画上映等と競合しない範囲で、権利者の許諾を得た上で、できる限り行い得るようにすることが望まれる」とした。その一方で「商業的な映画上映等と競合することが少ないと思われる静止画(マイクロフィッシュやインターネットを通じて入手した画像など)の上映、学校その他の教育機関における授業での上映、裁判手続や立法・行政目的のために必要な上映等については、引き続き無許諾で行えることとすることが適当である」とした¹⁰⁸⁾。

この報告では、図書館等での映画の著作物の上映についてのみ上映権の制限規定の見直しを検討していることから、実質的には映画の著作物のみを保護した平成11年改正前の上映権を想

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

定したものと考えられる。しかし見直しの理由づけとして「ビデオ・DVD等の普及・発達」を挙げるのであれば、劇場用映画フィルムの配給制度を前提にした頒布権とパッケージソフトウェアとの関係、貸与権及び譲渡権との整理とともに検討すべきである¹⁰⁹⁾。また上映権制限規定の適用対象から商業的な映画上映と競合する可能性がある図書館等の公共施設などを除外し、適用対象を「学校その他の教育機関における授業での上映、裁判手続や立法・行政目的のために必要な上映等」に限定しようと提言しているが、一般に市販流通するパッケージソフトウェアについて商業上映と競合しない施設や利用の範囲を判断することは困難であり、法改正に至っていない一因であると考えられる¹¹⁰⁾。

4. 5 契約のオーバーライド問題

以上述べたように、映画の著作物の利用においては、上映や貸出しなどについて著作権制限規定が設けられ、公立図書館等では著作権者による許諾を得ることなく無料利用又は補償金の支払いにより利用することが可能になっている。しかし実際には、契約当事者間の交渉次第で、著作権法の制限規定の内容に合致しない購入契約が締結され、著作権制限規定の契約によるオーバーライド問題（著作権法30条以下の権利制限規定が定めている自由利用の態様や範囲を契約により「ひっくり返す（オーバーライドする）」ことが可能かどうかという問題¹¹¹⁾）が起きる可能性がある。

このような問題は、公立図書館等で実際に発生している。具体的には、公立図書館等での個人貸出用の映画ビデオカセット、DVD等のパッケージソフトウェアについて、「個人視聴用貸与承認」シールをビデオカセット又はジャケットに貼付し、館内での上映（非営利・無償上映会）について許諾又は禁止された上で、購入時に市販のものよりも高価な「ライブラリー価

格¹¹²⁾」を支払い、結果的に38条1項及び5項の著作権制限規定が公立図書館等には適用されず、実質的に空文化している状況となっている¹¹³⁾。

例えば社団法人日本図書館協会（JLA）を通じた公立図書館等に対するDVDの販売においては、外国映画DVD「トランスポーター3／アンリミテッド」（発売：アスミックエース、2008年製作）は館内上映禁止で15,000円、日本映画DVD「女の子のものがたり」（発売：エイベックスMC映像、2009年製作）は館内上映禁止で13,400円、DVD「学問と情熱 第30巻／丸山眞男 響き続ける民主化への執拗低音」（発売：紀伊國屋書店、2009年製作）は館内上映可で25,000円（以上、販売額はいずれも税抜価格¹¹⁴⁾）と、製作国、販売会社、館内上映の可否などによって、販売額が幅広いものとなっている。一方で個人向け販売DVDにおいては、「トランスポーター3／アンリミテッド」は2,940円、「女の子のものがたり」は4,935円¹¹⁵⁾、「学問と情熱 第30巻／丸山眞男 響き続ける民主化への執拗低音」は3,024円¹¹⁶⁾（以上、販売額はいずれも税込価格）であり、図書館での購入価格が一般個人向けよりも約3倍から8倍となっている。

また、38条1項が適用される無償・非営利の上映を行おうとする公立図書館等に対して、日本図書館協会は「著作権補償処理済」のものとして、原則として1日1回の上映の座席数ごとに利用料が発生する貸出方式のDVDを提供している。利用料金はDVDの提供会社によって異なり、例えばワーナーエンターテイメントジャパンのDVDについては、上映会の座席数ごとに下記のとおり利用料金（いずれも税抜価格）となっている¹¹⁷⁾。

50席	35,000円
51～100席	45,000円
101～300席	60,000円
301～500席	80,000円
501～1,000席	105,000円

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

以上のような状況となっている背景としては、昭和59年法改正の際に文化庁次長から通知された「著作権法第三十八条第五項及び著作権法施行令第二条の二の趣旨及び留意事項について」（昭和59年12月21日庁文著第19号各都道府県・指定都市教育委員会委員長あて 文化庁次長通知¹¹⁸⁾）において、38条5項に基づき映画の著作物を貸し出す施設に対して映画の劇場上映、販売、商業貸与と競合するような娯楽関係のビデオカセット等の貸与を行わないように努めるとともに、貸与を行う場合には図書館等の団体と映画関係の権利者団体との間の合意により定められる補償金額、支払方法にしたがって、権利者に対して補償金の支払を確実に支払うことが要請されたものの、「ビデオソフトの館内利用は貸与に相当するか否か」に関する双方の見解の対立など団体間の交渉が難航し、補償金額等について合意されていないこと¹¹⁹⁾があると考えられる。

このような著作権制限規定をオーバーライドする契約は有効なのか、権利制限規定の強行法規性が問題となる。文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームは2006年に、そのような契約は一切無効であると主張することはできず、原則として強行規定ではないとし、このような問題について直ちに著作権法上の立法的対応を図る必要はなく、今後の議論の蓄積を待つことが適当であるとした¹²⁰⁾。

現行著作権法の立法担当官であった加戸守行氏は「本来、著作権者の権利があって、そこを制限しているんだから、制限されたものについて利用者側が、その規定を援用する事は可能ですけど、別に援用しなくて、制限事項に該当する事項であっても、あるいは疑わしいと思えば著作権者の了解を取ってお金を払ったっていい事なのです」として、権利制限規定において強行法規性が問題とならない旨発言している¹²¹⁾。

これに対して、著作物の利用は侵害のみなら

ず、利用者との間で契約関係が存在する場所があるところ、契約における著作権制限規定の強行法規性について論じる必要性があり、各制限規定の立法理由、役割、性格などを踏まえて解釈運用する必要があるとの指摘がある¹²²⁾。とりわけ教育目的の複製利用、点字などの障害者利用、公立図書館等での図書保存や書籍貸与などの公益性が高い利用に係る制限規定に反する契約については無効と考えられ¹²³⁾、さらに具体的な利用形態に応じて公益性と権利者の利益を比較衡量して適用すべきである¹²⁴⁾との見解がある。

この点、4. 4で述べた上映権制限規定の改正の検討に際して、文化審議会著作権分科会審議経過報告で「図書館などの公共施設等における非営利・無料・無報酬の上映については、法改正後においても商業的な映画上映等と競合しない範囲で、権利者の許諾を得た上で、できる限り行い得るようにすることが望まれる¹²⁵⁾」と報告されているが、権利制限規定の強行法規性の検討について看過したものと思われる。また「現行法の下においても、すでに図書館団体と権利者団体が協議を行い、図書館が上映会を行う条件、範囲、方法等について合意に達している例がある¹²⁶⁾」としているが、そのような合意が無効であるかどうかについて検証する必要があると考えられる。

さらに、2. 3 (2) 及び (3) で取り上げた中古ゲームソフトや中古ビデオカセットによる裁判例を前提にすると、適法な譲渡を経たパッケージソフトウェアの頒布権は消尽することから、公立図書館等での貸出利用に対して著作権者が頒布権を行使できるのか、38条5項に基づく補償金を著作権者に支払う必要があるのかが問題になる。

5. 今後の課題

以上、著作物の頒布及び上映についてコンテ

ンツ、特に映画の著作物の中でそれ以外の著作物と流通が類似するパッケージソフトウェアを中心に、わが国の著作権法上の支分権及び権利制限規定の内容、変遷、裁判例などを考察し、また主な条約や外国制度との比較を行って検討した。このような作業を通じて、本稿のテーマに関する課題は3点あると考えられる。

第1点目は、わが国の著作物の頒布に係る排他的権利に関する著作権制度が、映画の著作物を中心に構成されていることに伴う問題である¹²⁷⁾。3で検討したように、WIPO著作権条約、米国、ドイツ及びEUの制度では一般的頒布権を認め、権利消尽が原則である。これに対してわが国では、現行制度の制定時に映画の著作物について消尽しない頒布権を規定し、その後の改正で貸与権及び譲渡権を規定して対応している。しかし、映画の著作物について貸与とともに譲渡についても権利が消尽しないと規定する旨の立法趣旨は、映画フィルム特有の流通形態である配給制度を前提にしたものであることから、他の著作物と同様に一般的市場で流通するパッケージソフトウェアの排他的権利が問題とされているところである。2. 3 (2) で検討した中古ゲームソフトに関する最高裁判所判決で、映画の著作物でありながら適法な譲渡によって頒布権が消尽すると判示したのは、そのような状況を踏まえたものであると考えられる。

このようなわが国の頒布権については、映画フィルムの配給制度による流通は契約によるコントロールや上映権による処理が可能であることなどから、頒布権の見直しの必要性が指摘されているところである¹²⁸⁾。また4. 5で考察したように、頒布権の制限を巡っては、38条5項に基づく補償金制度が実質的に機能せず、公立図書館等でのパッケージソフトウェアの上映及び貸出しにおいて許諾処理を行っているが、パッケージソフトウェアである中古ゲームソフト販売について頒布権が消尽するとした最高裁判所

判決を踏まえると、法解釈の範疇を超え、頒布権、貸与権及び譲渡権について、支分権の統合などの概念整理、立法的措置等が必要であると思われる。この点頒布権について、「文理上『映画の著作物』の概念整理、『頒布権』が認められる対象の精選、頒布権の消尽など、ある種の既得権を削減する方向での改正となり、関係者間のコンセンサス形成に時間を要することもある」ことから、立法者にとっては改正が困難である旨の指摘がある¹²⁹⁾。

第2点目は、頒布に関する概念整理である。3. 1で考察したように、WIPO著作権条約ではデジタル方式のインタラクティブ送信が、複製に関係した諸権利と複製に関係しない諸権利の境界を混乱させたのを機に、アンブレラ・ソリューションによって8条で公衆への伝達権を規定している。その結果、映画の著作物のみを対象にしていたわが国の上映権は、平成11年法改正によって著作物すべてを対象にした。また、頒布権の射程範囲について、複製物などの有体物のほか、無体物も有線または無線の伝送媒体により「頒布」する余地があることから、法的な意味における頒布については媒体を問わないことが可能であるとの指摘がある¹³⁰⁾。さらに2. 1で考察したように、従来言語の著作物と解されてきた出版物が電子書籍となった場合に、動画が含まれば映画の著作物に該当し、言語の著作物と映画の著作物によって区別してきた複製物の頒布に関する権利が交錯し、頒布の意義が流動的になると思われる。

第3点目は、頒布に係る支分権と権利制限の関係である。わが国では、映画の著作物以外の著作物の複製物の貸与による公衆への提供について貸与権が及ぶ一方で、非営利目的で利用者から料金を受け取らない場合には、38条4項で貸与権が制限される。一方3. 3で考察したように、EUでは貸出しの目的ごとに、営利目的の貸与権と、非営利目的の貸出権（または報酬

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

請求権)という権利を規定している。権利制限においては著作権者の利益とともに、研究、教育、行政活動などの公共的な利用の促進との調和を図ることを主な目的として、わが国ではすでに数多くの著作権制限規定があるが、4. 5で述べたように契約によるオーバーライド問題がある。このような問題については、複製、貸与、譲渡による有形的な著作物流通に限らず、上映、公衆送信等の無形的な著作物流通においても著作権制限を検討すべきものがあると思われる。この点、英国においては2010年デジタル経済法(Digital Economy Act 2010, c.24)により、公共図書館での出版物の貸出しに対応して著者等の報酬請求権を内容とする「公貸権」の対象に電子的な著作物を含めて、電子書籍の公衆送信に関する著作権を制限する法改正を行ったところである¹³¹⁾。

複製物を大量かつ高品質に流通することを可能にするデジタル・ネットワーク環境においては、著作権制度上の頒布、上映、公衆送信などの著作物流通における著作権の働き方とともに、研究、教育などの公共的な著作物利用を促進するための著作権制限がより重要になることから、今後さらに検討を進めることが必要になると考えられる¹³²⁾。

注 記

- 92) 加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』(著作権情報センター、2006年)464-468頁。
- 93) 加戸・前掲注92)・223頁。
- 94) なお、不法行為法、私的複製、公衆送信権の観点から著作権侵害の責任主体などについて論じたものとして、潮海久雄「著作権侵害の責任主体—不法行為法および私的複製・公衆送信権の視点から」野村豊弘・牧野利秋編集代表『現代社会と著作権法(齊藤博先生御退職記念論集)』(弘文堂、2008年)197-227頁参照。
- 95) 加戸・前掲注92)・227-229頁、板東久美子「著作権法の一部改正について」コピライト280号7-9頁(1984年)。
- 96) 加戸・前掲注92)・229-231頁、越田崇夫「解説『著作権法の一部を改正する法律』について(前編)—技術の進展と著作権保護の新たなステップ—」コピライト460号24-28頁(1999年)。
- 97) 池村聡『著作権法コンメンタル別冊 平成21年改正解説』(勁草書房、2010年)11-12頁。
- 98) 加戸・前掲注92)・231-234頁。
- 99) 櫻庭倫「解説 映画の盗撮の防止に関する法律について」コピライト556号25頁(2007年)。
- 100) Family Entertainment and Copyright Act of 2005, Pub. L. No.109-9,119 Stat. 218 (2005)。
- 101) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)
- 102) 2011年9月15日現在、文化庁長官が指定した施設は存在しない。
- 103) 板東・前掲注95)・5頁。
- 104) 文化庁長官官房著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律(平成21年改正)について」コピライト585号31頁(2010年)。
- 105) 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ『著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・グループ検討経過報告—マルチメディアに係る制度上の問題について—』27-29頁(1995年)。
- 106) 加戸・前掲注92)・315-316頁。
- 107) 岸本織江「解説『著作権法の一部を改正する法律』について(後編)—著作者の権利の保護充実—」コピライト461号50頁(1999年)。
- 108) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会 審議経過報告』15-16頁(2003年)。
- 109) このほか、現行の上映権制限規定には「ベルヌ条約上の義務との関係から問題がある」との指摘を挙げている(文化審議会著作権分科会・前掲注108)・16頁)。しかし現行法制定の検討の際にはベルヌ条約を始めとする著作権国際条約との関係において国内法で規定することを妨げるものではないとしているところであり(文部省文化局『著作権法法案コンメンタル』(社団法人著作権情報センター所蔵、1966年)40-11-40-12頁)、また上映権が制定当時とは異なり映画

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- の著作物のみならず著作物全般に認められていることから、条約との関係については慎重に議論した上で提言すべきものであると思われる。
- 110) 岡本薫「著作権から学ぶ民主主義25 第1部 法律ルールの世界 『権利を及ぼさない場合』の法律ルール(その6)」時の法令1753号58頁(2006年)参照。
- 111) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』91頁(2006年)。
- 112) 日本図書館協会映像事業部編『AVライブラリー 著作権補償処理済 新規許諾映像資料(DVD・ビデオ等)一覧表』58号(2010年)参照。
- 113) 図書館等へのパッケージソフトウェアの供給の契約内容、状況等については、日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権(改訂第3版)』(社団法人日本図書館協会, 2007年)122-125頁参照。
- 114) 日本図書館協会映像事業部編・前掲注112)・12, 50, 172頁。
- 115) ツタヤオンライン「在庫検索」(<http://store.tsutaya.co.jp/item.html> (参照日: 2011. 9. 15))。
- 116) 紀伊國屋書店 Forest plus「DVD 学問と情熱第30巻 丸山眞男」(<http://forest.kinokuniya.co.jp/ItemIntro/643309> (参照日: 2011. 9. 15))。
- 117) 日本図書館協会映像事業部編『AVライブラリー 著作権補償処理済 館内上映タイトル(非営利/貸与)一覧表』(社団法人日本図書館協会, 2009年)。
- 118) 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会編『著作権関係法令実務提要』(第一法規出版, 1980年, 加除式) 617の5頁参照。
- 119) JLA著作権問題委員会「著作権法ビデオ問題をめぐる最近の動向」図書館雑誌80巻7号412-414頁(1986年)参照。
- 120) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム検討結果報告』(平成18年第6回文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 資料3, 2006年) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/06073103/002.htm (参照日: 2011. 9. 15))。
- 121) 加戸守行ほか「著作権法制100年と今後の課題」ジュリスト1160号27頁[加戸守行発言](1999年)。
- 122) 加戸ほか・前掲注121)・26-27頁[中山信弘発言], 中山信弘=日本知的財産協会専門委員会「知的財産の動向と将来—中山信弘先生に聞く—」知財管理60巻5号717-718頁[中山信弘発言](2010年), 作花文雄『詳解 著作権法(第4版)』(ぎょうせい, 2010年)310頁。
- 123) 小泉直樹「シンポジウム 著作物の利用と契約 “契約で決めておけばよい”か?」著作権研究32号54頁(2005年)。
- 124) 作花・前掲注122)・311頁。
- 125) 文化審議会著作権分科会・前掲注108)・16頁。
- 126) 社団法人日本図書館協会と社団法人日本映像ソフト協会との間のビデオ上映に関する合意事項について, 社団法人日本図書館協会=社団法人日本映像ソフト協会「合意事項」図書館雑誌96巻1号70-71頁(2002年)参照。
- 127) 現行法制制定時の指摘として, 久々湊伸一「日本における頒布権の構成について」著作権研究6号16-30頁(1974年)参照。
- 128) 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 2007年)226-227頁, 齊藤博ほか「シンポジウム 頒布権・輸入権をめぐる諸問題」著作権研究20号83-85頁[半田正夫発言](2001年)。なお, 田村善之『著作権法概説(第2版)』(有斐閣, 2001年)159-162頁参照。
- 129) 作花文雄『詳解 著作権法(第3版)』(ぎょうせい, 2004年)646頁。なお阿部浩二ほか「転換期における著作権制度の課題と展望」コピーライト25周年記念特集号10頁[齊藤博発言](1985年)参照。
- 130) 齊藤博『著作権法(第3版)』(有斐閣, 2007年)178-180頁。
- 131) Public Lending Right Act 1979 (c.10) §5; Copyright, Designs and Patents Act 1988 (c.48) §40A.
- 132) cf. Commission of The European Communities, “Communication From The Commission: Copyright in the Knowledge Economy”, 2009, COM (2009) 532 final.

(原稿受領日 2011年5月31日)